

軽油識別剤（クマリン）分析装置調達仕様書

1 調達内容

(1) 調達物件（以下「分析装置」という。）

①分光蛍光光度計（JISK0120（蛍光光度分析方法通則）に規定する分光蛍光光度計でセルスターラー付きのもの）

②データ処理装置（パソコン、ディスプレイ、プリンタ、接続ケーブル）

※それぞれの機器の仕様については、別紙の「1 分析装置の仕様」のとおり

(2) 調達方法

借り受けとする。

(3) 賃貸借期間

令和8年7月1日から令和14年6月30日まで（72カ月）

2 導入作業要件

(1) スケジュール策定

受注者は、本調達に関わるスケジュールを提示し、広島県の合意をとること。

(2) 分析装置の納入、設置、設定、操作説明

広島県が指定する場所（別紙の「2 設置場所」。以下「設置場所」という。）へ、分析装置を納入し、設置及び設定を実施すること。納入時期については、広島県と協議し決定すること。

なお、分析装置を納入し、設置及び設定を実施した直後に、設置場所において広島県担当職員（以下「県担当職員」という。）に対して、分析装置の操作方法（本調達物件を用いた軽油識別剤クマリンの分析方法（※一般社団法人全国石油協会が定める「軽油識別剤標準分析方法マニュアル」石油学会規格「石油製品ークマリンの求め方ー蛍光光度法（JPI-5S-71-2010）」に定める定量分析法に準拠すること。）を含む。以下「操作方法」という。）について説明を行うとともに、分析装置の操作方法を記載した説明書（以下「操作説明書」という。）を手交すること。

(3) 旧型分析装置の撤去と、新型分析装置の設置

別紙の「2 設置場所」のとおり、旧型分析装置が既に設置されている。

旧型分析装置は、現在の賃貸借契約の相手方が撤去を行う。新型分析装置の設置は、旧型分析装置の撤去後に行う必要があるため、県担当職員の指示により日程調整を行うこと。

(4) その他作業について

本調達仕様書への記載の有無に関わらず、必要となる作業及び資料作成については、広島県と十分に協議し、受注者の責任において実施すること。

3 納入条件

(1) 納入期限（設置・設定期限）

契約締結日から令和8年6月30日までの間

上記期限までに、分析装置の設置、設定及び操作方法の説明を県担当職員に対して行うとともに、操作説明書の手交を完了し、広島県の検査を受けること。

(2) 特記事項

ア 受注者は、落札後速やかに、県担当職員と協議のうえ、分析装置の納入、設置の工程について、スケジュール表を作成・提出し、県担当職員の承認を得るとともに、随時スケジュールの進行状況を県担当職員に報告すること。

イ 受注者は、スケジュール確定後にスケジュール変更等があった場合にも柔軟に対応すること。

ウ 分析装置の納入、設置及び設定に必要なすべての部材、作業及び手続等に必要な費用は、本調達に含まれるものであること。

エ 分析装置の設定については、調達機器の環境にあわせた最善の設定を定めることとし、受注者においてその設定についての動作確認を行うこと。

オ 県担当職員が必要と認め指示した事項については、その指示に従うとともに、随時進行状況を県担当職員に報告すること。

カ 受注者は、分析装置納入前に出荷前検査を十分に行うこと。

キ 分析装置納入後、納入に伴う廃棄物及び空き箱の処分は、県担当職員の指示に従い受注者の責任において行うこと。

ク 受注者は、分析装置の消耗品について県担当職員に品名、型番等の連絡を納入時に書面で行うこと。

なお、消耗品の購入については、広島県の負担とする。

ケ 受注者は、分析装置の賃貸借契約が満了するまでの期間中、分析装置の性能保証部品の供給について責任を負うこと。

(3) 監督及び検査

ア 監督

本契約の適正な履行を確保するために必要と認められる場合は、県担当職員を本調達物件の製造場所その他必要な場所に派遣し、監督を行うことができるものとする。

イ 検査

受注者は、県担当職員の質問、検査及び資料の提出などの指示に応じなければならない。

4 提出物

(1) 保証書

分析装置を構成する各機器の保証書は、整理及びファイリングを行ったうえで、納入当日、県担当職員へ提出すること。

(2) 操作説明書

操作説明書は、ファイリングを行ったうえで、納入当日、それぞれ1部ずつを設置場所において県担当職員へ提出すること。

5 瑕疵担保

受注者は、分析装置が広島県の検査に合格した後1年以内に、広島県の正常な管理のもとにおいて生じたと認められる故障又は発見された瑕疵について、受注者の負担で速やかに修理又は交換を行うものとする。

なお、前記を除き、明らかに分析装置の製造過程又は設計上生じた瑕疵については、分析装置の賃貸借契約期間中は、受注者の負担で速やかに修理又は交換を行うものとする。

6 機器の保守

(1) 機器を常に良好な状態で使用できるように保守を行うため、必要に応じて 技術員を設置場所に派遣して、点検調整を行うものとする。

(2) 機器が故障した場合は、県担当職員の請求により直ちに技術員を設置場所に派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させるものとする。

7 本調達分析装置のハードディスクの消去

賃貸借期間満了時に、本調達分析装置のハードディスクのデータについて、次の方法により受注者の負担で消去処理を行い、作業終了後、ハードディスクのデータを消去した旨の証明書を広島県に提出すること。

なお、この作業については、設置場所以外の受注者において確保した場所で実施してもよい。

(1) ハードディスク消去専用ソフトウェアにより、1回以上ハードディスクの書き込み消去を行い、完全に消去したことを確認すること。

(2) ハードディスクが稼動しない等、ハードディスク消去専用ソフトウェアによる書き込み消去ができない場合は、別途広島県と協議のうえ受注者において、ハードディスクのデータの消去（ハードディスク破壊を含む。）を行うこと。

8 情報セキュリティ管理

本調達の実施に際し、情報セキュリティに関する特記事項を遵守するとともに、個人情報等の管理を適性かつ厳格に行うこと。

また、本調達に携わる者は、本調達の実施を通じて知りえた情報を漏らさないこと。

1 分析装置の仕様

(1) 分光蛍光光度計

- ①JISK0120（蛍光光度分析方法通則）に規定する分光蛍光光度計で、セルスターラー付きのもの
- ②試料分析に使用する試験管は、直径（外径）17mm、高さ（蓋付き）160.5mmの蓋付平底丸型試験管（見本のとおり。（仕様書配布時に貸与する。入札日までに必ず返却のこと。大きさは広島県職員の測定値））であるため、この試験管が使用できるもの

(2) データ処理装置（パソコン、ディスプレイ、プリンタ、接続ケーブル）

上記(1)の分光蛍光光度計により分析された分析結果をディスプレイに表示するとともに、印刷できる装置で、上記(1)の分光蛍光光度計の製造者が動作保証したシステムであること。

ただし、上記(1)の分光蛍光光度計に、これらの装置が内蔵されている場合には、内蔵されている装置は不要である。

(3) その他

- ①納入日現在において製造中止になっておらず、賃貸借契約期間中に性能保証部品が確実に供給されること。
- ②一般社団法人全国石油協会が定める「軽油識別剤標準分析方法マニュアル」石油学会規格「石油製品ークマリンの求め方ー蛍光光度法（JPI-5S-71-2010）」に定める定量分析法による定量分析が可能なものであること。

2 設置場所

名 称	所 在 地	台数
西部県税事務所東広島分室	広島県東広島市西条昭和町 13-10	1 式